2018.04.05号

上野税理士法人 企画・発行

〒103-0028 東京都中央区八重洲1丁目5-15 荘栄建物ビル8階 TEL 03-6262-1485 FAX 03-6262-1486 E -mail: info@care-mas.com http://www.care-mas.com

C-MAS

(開催予定)介護保険法関連セミナー

日時: 8月27日(月) 13:30-16:30

セミナー 情報

講師: 小濱 道博氏(小濱介護経営事務所 代表)

将来人口推計 2030 年以降全都道府県で総人口が減少

国立社会保障・人口問題研究所は、「日本の地域別将 来推計人口(平成30年推計)」を公表した。この推計 は2015年の国勢調査を基に、2045年までの30年間に ついて推計している。

- ・2030年以降は全都道府県で総人口が減少するが、 減少する時期は前回推計(平成25年3月推計)より10 年遅くなる。(近年の出生率の改善などにより、出生率 仮定が上昇したことや、人口移動の状況を反映したた め、前回推計より10年遅くなった)
- ・65 歳以上人口は大都市圏と沖縄県で大幅増加。(東 京都、神奈川県、沖縄県では、2045年の65歳以上人口 が 2015 年の 1.3 倍以上)
- ・0~14歳人口割合は低下するが、40都道府県で前 回推計(2040年時点)を上回る。
- ・15~64 歳人口および 15~64 歳人口割合は、2025 年以後すべての都道府県で減少する。(2045年時点で、 15-64 歳人口の割合が最も大きいのは東京都 59.0%、最 も小さいのは秋田県 42.5%)
- ・2045年の総人口は、7割以上の市区町村で2015年 に比べ2割以上減少。
- ・2045年には、65歳以上人口が50%以上を占める市 区町村が3割近くに。(50%以上を占める市区町村数は、 2015年の15 (0.9%) から2045年は465 (27.6%) に)
- ・0~14歳人口割合は大多数の市区町村で低下する が、半数以上は前回推計(2040年時点)を上回る。

厚労省「介護ロボット開発・普及推進室」を設置

厚労省は4月1日付けで老健局内に「介護ロボット 開発・普及推進室」を設置。老健局参与(介護ロボッ ト担当)として、工学、介護・リハビリテーション、 産業調査、生産性向上の専門家9人を任命した。

現場のニーズに即した実用性の高い介護ロボットの 開発、介護ロボットによる生活の質の維持・向上、介 護者の負担軽減を目指し、政府方針の確実な実施を目 指すとしている。

詳しくはお気軽に 〈info@care-mas.com〉まで

平成 28 年度における租税特別措置の適用実態

財務省は、平成28年4月1日から平成29年3月31日 までの間に終了した事業年度に係る法人税関係特別措置 の適用実態を取りまとめた、「租税特別措置の適用実態調 査結果に関する報告書」を公表した。

報告書によると、適用額明細書の提出があった法人数は 118万2,897法人(うち連結法人数は1,081法人)で、法 人税関係特別措置 82 項目についての適用件数は延べ 183 万3,213件となった。

適用法人数について資本金階級別に見ると、「1,000万円 以下」が96万2,937法人で全体の約8割を占める。また、 所得階級別では、「100万円超800万円以下」が35万8,918 法人で最も多く、次いで「0円または欠損」の28万2,890 法人、「1円以上100万円以下」の26万9,547法人と続く。

個別措置ごとの適用件数は、中小企業者等の所得800万 円以下の法人税率を15%に軽減する「中小企業者等の法人 税率の特例」が88万8,592件で最も多く、その適用総額 は3兆4,021億円。次いで30万円未満の減価償却資産を 即時償却できる「中小企業者等の少額減価償却資産の取得 価額の損金算入の特例」の51万262件。

また、雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の 特別控除(所得拡大促進税制)は、人材の定着・確保のた めに賃上げを実施する企業が増加していることから、適用 件数も年々増加しており、9万9,134件となった。

その他の主な措置における適用件数は以下のとおりで ある。

*試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(研究開 発税制):1万2,262件

- * 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却ま たは税額控除(中小企業投資促進税制):特別償却3万8,939 件、税額控除 3 万 4,766 件
- * 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却または 税額控除(生產性向上設備投資促進税制):特別償却2万 1,472件、税額控除7,893件
- * 特定の地域において雇用者数が増加した場合の法人 税額の特別控除(雇用促進税制):4,462件
- * 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の 特別償却または税額控除(商業・サービス業・農林水産業 活性化税制):特別償却810件、税額控除3,690件

*認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算 入特例:2万289件